

評価基準（カテゴリー及び定義）

基本カテゴリー	選 定 要 件	
	確実な情報があるもの	情報量が少ないもの
<p>●<u>絶滅</u></p> <p>県内では、すでに絶滅したと考えられる種</p>	<p>・過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去 50 年の間に絶滅したと考えられる種</p>	
<p>●<u>野生絶滅</u></p> <p>県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種</p>	<p>・過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去 50 年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種</p>	
<p>●<u>絶滅危惧Ⅰ類</u></p> <p>県内において、絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>	<p>・県内において次のいずれかに該当する種</p>	
	<p>①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。</p> <p>②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。</p> <p>③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。</p>	<p>⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。</p>
<p>●<u>絶滅危惧Ⅱ類</u></p> <p>県内において、絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>・県内において次のいずれかに該当する種</p>	
	<p>①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。</p> <p>②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。</p> <p>③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。</p>	

※種：動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

基本カテゴリー	選 定 要 件	
	確実な情報があるもの	情報量が少ないもの
<p>●<u>準絶滅危惧</u></p> <p>県内において、存続基盤が脆弱な種</p> <p>現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。</p>	<p>・県内において次のいずれかに該当する種</p> <p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <p>a) 個体数が減少している。</p> <p>b) 生息条件が悪化している。</p> <p>c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。</p> <p>d) 交雑可能な別種が侵入している。</p>	
<p>●<u>情報不足</u></p> <p>県内において、評価するだけの情報が不足している種</p>	<p>・県内において次のいずれかに該当する種</p>	<p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種。</p> <p>a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。</p> <p>b) 生息地が局限されている。</p> <p>c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。</p> <p>d) 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。</p>